

# 学びの継続支援金 給付要件証明書について

在籍校先生方へ

一般社団法人全国 PTA 連絡協議会では、お子様に不登校事由が発生した場合の見舞金として「学びの継続支援金」を給付する「学びの継続支援制度」を、園児・児童・生徒総合保障制度のオプションとして提供しています。

本書類は、「学びの継続支援制度」に加入いただいたお子様が不登校事由に該当することの証明書として、支援金の請求書に添付して、損害保険ジャパン株式会社に提出いたします。

つきましては、以下をご確認の上、証明書の記入にご協力をよろしくお願ひいたします。

## ■ 「学びの継続支援金」給付要件

「学びの継続支援金」給付にあたっては、以下の2要件を満たしていることが必要です。

1. 文部科学省の定める「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある状態により年間 30 日以上欠席した場合。ただし、病気や経済的な理由によるものは除く」に該当する。
2. 1.に該当し、かつ在籍する学校指定のスクールカウンセラー、相談員等に専門的な相談をしている。

## ■ 証明事項

在籍校の先生には、上記の1.についての証明をお願いいたします。

※上記の2.については、保護者が提出する「学びの継続支援制度 請求書」にて保護者より申告いただきます。

## ■ 署名いただく先生について

在籍校の校長先生、副校長先生、教頭先生、児童生徒の担任の先生のいずれかの方になります。

お手数をおかけいたしますが、別紙「証明書」に記入、署名の上、保護者の方にお渡しください。